

柏市あかちゃんほっとステーション事業実施要領

制定 平成 21 年 3 月 17 日

施行 平成 21 年 4 月 1 日

1 目的

この事業は、市内のおむつ替え、授乳などができる施設を「あかちゃんほっとステーション」として登録するとともに、乳幼児及びその保護者が気軽に利用できる場所として広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

2 定義

あかちゃんほっとステーションとは、市内にある公共施設、子育て支援施設、来訪者を限定しない民間施設などであって、次のいずれかまたは両方の提供が可能な施設で、希望する者が無料で利用できるものをいう。ただし、子どもの健全育成を妨げるおそれのある施設を除く。

(1) おむつ替えができる場所

ベビーベッドなど、おむつ替えができる設備を有していること。

(2) 授乳ができる場所

四方を隔壁で仕切られた部屋、もしくはパーテーションやカーテン等で仕切られたスペースなど、プライバシーの確保がなされている部屋または空間をいう。

3 利用者

(1) 原則として、利用者は乳幼児（概ね 3 歳未満）連れの保護者で、利用はおむつ替えまたは授乳を行う場合に限るものとする。

(2) 原則として、利用者は紙おむつなどのごみを持ち帰るものとする。ただし、施設において専用のごみ箱などを用意する

など、廃棄を許容している場合はこの限りではない。

4 登録方法

- (1) あかちゃんほっとステーションへの登録を希望する者は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出することとする。
- (2) 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、現場調査を行うなどにより確認し、適当と認めるときは、これを登録するものとする。
- (3) 登録された施設（以下、登録施設という）の利用場所、利用時間などの情報は、市のホームページなどに掲載するものとする。

5 運営管理

- (1) 登録施設の代表者は、自己責任においてあかちゃんほっとステーションの運営管理にあたり、外出中の親子が気軽に授乳やおむつ替えができるような環境づくりに努めるものとする。
- (2) 登録施設の代表者は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる事項に努めるものとする。
 - ①換気、保温、清掃などによる清潔で良好な状態の維持
 - ②事故や盗難防止などの安全管理
 - ③不審者の侵入などの防止
- (3) あかちゃんほっとステーションの設備は、登録施設の代表者が自己責任において提供するものとし、その提供は登録申込書に記載された内容に基づき行うものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、登録施設の代表者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を拒み、もしくは制限し、または退去を命ずることができるものとする。
 - ①登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行ううえで、重大な支障があると認められるとき。
 - ②あかちゃんほっとステーションを利用する者が、登録施設の代表者の指示に従わなかったとき。

③その他，施設管理上の支障があるとき。

6 表示

(1) 登録施設は，標示用のステッカー等を利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

(2) ステッカー等については，市が用意し，その掲示及び管理は，登録施設の代表者が行うものとする。

7 登録の変更等

登録施設の代表者は，登録された内容に変更が生じるとき，または登録を廃止しようとするときは，あらかじめ変更・廃止届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

8 登録の取り消し

市長は，登録施設を営む者又は登録施設が法令に違反したとき，その他登録施設として適当でなくなつたと認められるときは，登録を取り消すことができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか，当事業の実施に必要な事項は，別に定める。

附 則

この要領は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年7月4日から施行する。